

平成25年(東)第1479号, 第1908号, 第2207号, 第3154号
平成26年(東)第1532号, 第1983号

回 答 書

平成28年2月5日

原子力損害賠償紛争解決センター

仲介委員 先生

同 先生

同 先生

被申立人代理人弁護士

同

被申立人は、貴センターの平成27年12月17日付け和解案受諾勧告書(以下「本勧告」という。)について、下記のとおり、回答いたします。

記

第1 はじめに

被申立人としては、貴センターから、平成26年3月20日付け和解案提示理由書、平成26年8月25日付け和解案提示理由補充書及び平成27年1月23日付け勧告に加え、本勧告が出されたことについては、貴センターの和解案を尊重する立場からこれを真摯に受け止めております。特に、本勧告につきましては、貴センターの総括委員会による平成27年12月2日付けの助言(以下「本助言」といいます。)を踏まえて行われたものであることを踏まえ、被申立人としても、慎重に検討をさせていただきました。

また、申立人様らの主張書面、64名の申立人様らの陳述書及び陳述録取報告書(甲第135号証から甲第198号証まで)、さらに口頭審理期日における陳述及び現地調査等において、申立人様らのご主張される自宅に戻ることができないつらさ、地域のコミュニティや家族がばらばらになってしまった悲しみ、将来の帰還や生活を見通すことができない不安、子どもの健康や将来への不安等、申立人様らが本当に様々な苦しみや悲しみ、不安等を抱えていらっしゃる

ことにつきましては、改めて深くお詫び申し上げます。

第2 本和解案の諾否について

被申立人は、本勧告を受けて、改めて慎重に検討させていただきましたが、まことに遺憾ながら、被申立人の平成26年6月25日付け回答書、同年9月17日付け回答書(2)及び平成27年1月9日付け回答書において既に回答させていただいておりますとおり、平成26年3月20日付け和解案及び同年12月5日付け和解案(以下、2つの和解案を併せて「本和解案」といいます。)のすべてを受諾することは困難であると考えております。

一方で、貴センターの仲介委員からご指摘のありました13名の申立人様らにつきましては、後記第3で申し上げますとおり、それぞれの申立人様ら個人ごとの具体的な事情に基づき慰謝料の増額について検討をさせていただきます。

本勧告におきまして、貴センターから改めて補足いただきました点につきまして被申立人の意見を述べさせていただきます。

まず、本勧告にありますとおり、貴センターの仲介委員には、審理を通じて「被害者の年齢、性別、職業、性格、生活環境及び家族構成等の種々の要素」を認定し、中間指針等で類型化されていない個別具体的な事情に基づき精神的苦痛を認定すること及び中間指針等が類型化した精神的苦痛に対する慰謝料を個別具体的な事情に基づき増額することが認められること自体につきましては、被申立人としても争うものではありません。被申立人としても、貴センターの各仲介委員の裁量の下で和解案が策定され、多くの事案において和解による迅速な解決が図られているものと考えております。

また、本勧告におきましては、申立人様らによる個別具体的な立証活動により本件において認められた申立人様ら1万5791名全員に共通するご事情(避難生活の長期化により将来への不安等が増大したというご事情)に基づき、貴センターにおいて、申立人様ら全員につき、中間指針及び同第二次追補において認められた慰謝料以上の慰謝料を認定し、本和解案を提示されたものとご説明されております。

しかしながら、被申立人に対しては、原子力損害の賠償に関する法律の下で、原子力事業者としての責務を果たしていく上で、被害者の皆様に対して公平、迅速かつ適正に賠償させていただくことが求められているものと考えており、多くの被害者の方々について共通する損害の賠償に関しては、原子力損害賠償紛争審査会での審議を踏まえて策定された中間指針等において類型化され、その賠償の指針が定められております。貴センターが認定された1万5791名

の申立人様ら全員に共通するご事情は、中間指針等において類型化されており、被申立人としては、繰り返し申し上げておりますとおり、既に中間指針等において考慮されているものと考えております。

第3 13名の申立人様らについて

本勧告におきましては、13名の申立人様らにつきまして「一刻も早く本件和解案を受諾されたい」とのご指摘をいただいております。

13名の申立人様らにつきましては、被申立人としても、早期解決の必要性について強く感じているところであり、本助言においても、「当事者とも協同し、高齢の方から順次可及的すみやかに必要な賠償が行われるようにする」など本件が解決に向けて前進するよう期待されているところであり、被申立人としても、できる限り和解による解決に向けての努力をさせていただきたいと考えております。

既に、被申立人の平成27年4月20日付け準備書面(3)において申し上げているところですが、13名の申立人様らにつきましては、仲介委員及び申立人様らのご協力をいただきながら、従前よりご照会をさせていただいております個々人の具体的なご事情について、追加のご説明(例えば、ご家族の別離について、その経緯及び期間等)や資料(例えば、要介護状態について、認定期間のわかる「介護保険被保険者証」等)のご提出をいただいた上で、それらに基づき、追加の賠償について検討させていただき、和解による解決が実現できるよう取り組んで参りたいと考えております。

これまで申し述べておりますとおり、申立人様らにつきましては、年齢、性別、職業、性格、生活環境及び家族構成等の個々人のご事情があることがうかがわれ、また、これまでの被申立人による賠償の状況についても異なっているものと考えられます。それゆえ、それぞれの申立人様らについて慰謝料を増額すべきご事情が認められるか否か、また、その増額すべき金額及びその期間については、過去の申立人様らとの個々の和解の内容や先行事例等との間の公平を図りつつ、柔軟かつ適正な解決がなされる必要があるものと考えております。

最後に、被申立人としても、貴センターからご指摘をいただいておりますとおり、13名の申立人様らにつきましては、仲介委員及び申立人様らのご協力をいただきながら、和解による解決が実現できるよう取り組んで参りたいと考えております。

また、13名以外の申立人様らにつきましても同様に、和解による解決が実現できるよう、申立人様ら個々人の具体的なご事情に応じて、慰謝料の増額について検討させていただきたいと考えておりますことを改めて申し添えます。

以上